

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民年金関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪狭山市は、国民年金関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させる為に適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民年金事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

大阪狭山市長

公表日

令和3年9月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金関連事務
②事務の概要	国民年金法、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・国民年金第1号被保険者(任意含む)の資格に関する届出の受理 ・国民年金保険料の免除等申請の受理 ・基礎年金(老齢・障害・遺族)裁定請求その他の給付に係る申請書等の受理 ・その他上記に関連する業務
③システムの名称	宛名システム、国民年金システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の31、83の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2、第59条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大阪狭山市健康福祉部保険年金グループ
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大阪狭山市健康福祉部保険年金グループ 住所:大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1 電話:072-366-0011
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大阪狭山市健康福祉部保険年金グループ 住所:大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1 電話:072-366-0011

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年8月2日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年8月2日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・市民を対象とする国民年金第1号被保険者の資格取得届(任意含む)の受理・資格喪失届の受理・付加保険料の申出・辞退届の受理、被保険者種別変更届の受理、被保険の住所変更の報告、保険料免除及び猶予申請(法定免除含む)の受理・法定免除廃止届の受理・基礎年金(老齢・障害・遺族)裁定の受付、未支給年金の受付・年金相談	国民年金法、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・国民年金第1号被保険者(任意含む)の資格に関する届出の受理 ・国民年金保険料の免除等申請の受理 ・基礎年金(老齢・障害・遺族)裁定請求その他の給付に係る申請書等の受理 ・その他上記に関連する業務	事後	
令和1年6月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	COKAS R/AD II (国民年金システム)、団体内統合宛名システム、中間サーバー	宛名システム、国民年金システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	
令和1年6月26日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の31の項	番号法第9条第1項 別表第一の31、83の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2、第59条	事後	
令和1年6月26日	I 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携①実施の有無	未定	実施しない	事後	
令和1年6月26日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	大阪狭山市市民部保険年金グループ	大阪狭山市健康福祉部保険年金グループ	事後	
令和1年6月26日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保険年金グループ課長 塚田 直	課長	事後	
令和1年6月26日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	大阪狭山市市民部保険年金グループ 電話:072-366-0011	大阪狭山市健康福祉部保険年金グループ 住所:大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1 電話:072-366-0011	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	大阪狭山市市民部保険年金グループ 電話:072-366-0011	大阪狭山市健康福祉部保険年金グループ 住所:大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1 電話:072-366-0011	事後	
令和1年6月26日	IV リスク対策	なし	(全項目追加)	事後	
令和3年9月17日	II-1 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和3年8月2日時点	事後	
令和3年9月17日	II-2 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和3年8月2日時点	事後	